

静岡県公立大学法人 随意契約見積り合せ心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事の請負、業務委託、物品の購入、財産の売り払い、その他の契約について、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が行う見積り合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(見積り合せの参加の辞退)

第2条 見積り合せに参加する指名の通知「見積り執行について（通知）」（以下「指名通知」という。）を受けた者が見積り合せの参加を辞退しようとするときは、様式第1号による「見積り辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(見積り合せの基本事項)

第3条 見積参加者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(見積り)

第4条 見積書は、様式第2号により作成し、指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 見積参加者は、代理人に見積りさせるときは、委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。ただし、指名通知においてあらかじめ郵送を認める旨を示している場合はこの限りではない。

(見積書の書換等の禁止)

第5条 見積者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積り合せの中止等)

第6条 見積り辞退等により見積り合せに参加しようとする者が1人の場合には、見積り合せの執行を取りやめる。

2 見積参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積り合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積り合わせに参加させず、又は見積り合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開封前において、天災、地震その他やむを得ない理由が生じたときは、見積り合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

4 見積書を提出した者が1人のときは、当該見積り合せは行わなかったものとする。この場合において、その見積書は開封しないで返却する。

(開封)

第7条 開封は、見積り合せの終了後、直ちに当該見積り場所において行う。

2 見積者が開封に立ち会わないときは、当該見積事務に関係のない法人職員を立ち合わせる。

(見積りの無効)

第8条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- (1) 見積り合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (2) 委任状を持参しない代理人のした見積り
- (3) 所定の日時、場所に提出しない見積り

- (4) 記名押印を欠く見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 見積金額を訂正した見積り
- (7) 談合その他不正行為により見積りを行ったと認められる者の見積り
- (8) 同一事項の見積り合せについて、2以上の見積りした者の見積り
- (9) 同一事項の見積り合せについて、自己の他、他人の代理人を兼ねて見積りした者の見積り
- (10) 同一事項の見積り合せについて、2人以上の代理人をした者の見積り
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して見積りした者の見積り
(契約の相手方の決定)

第9条 開封の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。ただし、特に理由がある場合はこの限りではない。

(再度見積り)

第10条 開封した場合において、契約の相手方とすべき見積りがないときは、直ちに再度の見積り合せを行う。

2 第8条第1項第1号から第3号及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた見積りをした者は、再度見積り合せに参加することができない。

3 再度の見積り合せにおいて見積り参加を辞退しようとする者は、見積書に「辞退」と記入し、提出すること。

(同価格の見積者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第11条 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決める。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない法人職員にくじを引かせる。

(見積結果の通知)

第12条 開封をした場合において、契約の相手方となるべき者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、契約の相手方となるべき者がいないときはその旨を見積者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 契約の相手方は、契約の通知を受けてから遅滞なく、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第35条に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 契約の相手方が遅滞なく契約を締結しないときは、その見積結果は、効力を失う。

(契約書作成の省略)

第14条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第15条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第16条 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 工事の請負にあつては、契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(3) 指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第17条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債、政府保証債その他地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に定める有価証券
- (2) 銀行又は静岡県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が確実に認める金融機関等に対する定期預金債権
- (3) 銀行又は理事長が確実に認める金融機関等の保証
- (4) 工事の請負にあつては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (5) その他理事長が確実に認める担保

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号、第2号及び第5号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときは発行価格）の8割に相当する額、第3号及び第4号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証証券等の提出)

第18条 契約の相手方は第16条第1項第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合、又は前条第1項第3号若しくは第4号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(異議の申立)

第19条 見積りをした者は、見積り後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年3月18日から施行する。

見積辞退届

平成 年 月 日

1 見積番号

2 件名

上記の見積を辞退します。

(辞退理由)

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

見 積 書 (第 回)

1 見積番号

2 工事名

3 工事箇所

上記の工事を随意契約見積り合せ心得承諾の上、下記の金額で
請け負いたく申し込みます。

見積金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

平成 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名



見 積 書 (第 回)

1 見積番号

2 件 名

3 業務箇所

上記の業務を随意契約見積り合せ心得承諾の上、下記の金額で
請け負いたく申し込みます。

見 積 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

平成 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

見 積 書 (第 回)

見 積 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

上記により、随意契約見積り合せ心得承諾の上、見積りいたします。

平成 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印